(傍
線の
部分
分は改
5正部
部分

団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総えの数 第五章 直接請求	はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じった数と 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数第五章 直接請求
③~⑤ (略) ③~⑤ (略) ③~⑤ (略)	③~⑤ (略) ③~⑤ (略) ③~⑤ (略)
第三章 条例及び規則第二編 普通地方公共団体	第三章 条例及び規則第二編 普通地方公共団体
現	改 正 後

管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をするこ)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

②·③ (略)

とができる

第一

項の規定による請求者の署名について準用する。

第八十条 地方公共団体の選挙管理委員会に対し、 とを合算して得た数) 超える場合にあ 万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十 区におけるその総数の三分の一 と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 選挙権を有する者は、 つてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数 以上の者の連署をもつて、 政令の定めるところにより、 (その総数が四十万を超え八十万以下の 当該選挙区に属する普通地方公 その代表者から、 その総数が八十万を 所属の選挙 普 通

求をすることができる。

②·③ (略)

第八十条 から、 ては、 場合において選挙区がないときは、 普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。 じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者 区におけるその総数の三分の一 (その総数が四十万を超える場合にあつては その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗 普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、 選挙権を有する者は、 政令の定めるところにより、 (その総数が四十万を超える場合にあつ 選挙権を有する者の総数の三分の その超える数に六分の 当該選挙区に属する 所属 0 選

万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数との議員の解職の請求をすることができる。この場合におい共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合におい共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合におい

②·③ (略

つて、

議員の解職の請求をすることができる。

4 の」とあるのは、 項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は 数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七 じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗 三分の てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の 項の規定による請求者の署名について準用する。 の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそ 「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替 この場合において 及び

)以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

②·③ (略)

4

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数

三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える」と読み替えるものとする。
「と読み替えるものとする。
と読み替えるものとする。
と読み替えるものとする。
と読み替えるものとする。

その総数 | 第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数

第八十一条

選挙権を有する者は、

政令の定めるところにより、

えるものとする

管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることで得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその三分の一(その総数が四十万を超え入場合にあつての三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそのの三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそのの三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそのの三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそのの三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそのの三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそのの三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそのの三分の一

をすることができる

ができる。

2 の規定による請求者の署名について、 ら第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の 分の一の数 て得た数とを合算して得た数、 について、 十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその 同条第六項の規定は前項の代表者について、 その総数が八十万を超える場合にあつて 第七十六条第二項及び第三項 同条第七項 の規 カコ 2

総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を第八十六条 選挙権を有する者(道の方面公安委員会の委員については、

定は前項の請求について準用する。

団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数

第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十四条の四までの条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第二十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三第三項の規定は前項の請求について準用する。

総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じ有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を第八十六条 選挙権を有する者(道の方面公安委員会の委員については、

に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超 をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若し をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若し くは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員 の解職の請求をすることができる。

②·③ (略)

4

第一 する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。 面 項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は 数)について、 じて得た数とを合算して得た数、 の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗 三分の てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 第七十四条第六項第三号中 公安委員会の委員に係る請求については、 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の 項の規定による請求者の署名について準用する。 一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそ 同条第六項の規定は第一項の代表者について、 「区域内」とあるのは、 その総数が八十万を超える場合にあつ 当該方面公安委員会の管 この場合において 「区域内 同条第七 (道の方

第六章 議会

員会の委員の解職の請求をすることができる。
副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上

②·③ (略)

4 三分の一の数 員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。 内 合において、 での規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。 算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について 数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四ま 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の (道の方面公安委員会の委員に係る請求については、 第七十四条第六項第三号中 (その総数が四十万を超える場合にあつては、 「区域内」とあるのは、 当該方面公安委 その超える この場 「区域

第六章 議会

第 一節 権 限

第 一節 権限

自

第百条 査を行うことができる。 ものとして政令で定めるものを除く。 あることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でない 定めるものを除き、 事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で 普通地方公共団体の議会は、 法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれ この場合において、 当該普通地方公共団体の事務 次項において同じ。 当該調査を行うため特に必 に関する調 自 が 治 第百条

記録の提出を請求することができる。 要があると認めるときは、 選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに

2 勾引に関する規定は、 言を請求する場合に、 普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の に特別の定めがあるものを除くほか、 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、 これを準用する。 この限りでない。 前項後段の規定により議会が当該 ただし、 過料、 罰金、 この 拘留又は 法 証 律 2

3 の他 円以下の罰金に処する を提出しないとき又は証言を拒んだときは、 第 の関係人が、 一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人そ 正当の理由がないのに、 議会に出頭せず若しくは記録 六箇月以下の禁錮又は十万

4) (13) 略

(14) に 調 おける会派又は議員に対し、 |査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会 普通地方公共団体は、 条例の定めるところにより、 政務活動費を交付することができる。 その議会の議員の ۲

> 求することができる。 査を行い ものとして政令で定めるものを除く。 あることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でない 定めるものを除き、 事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で 普通地方公共団体の議会は、 選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請 法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれ 当該普通地方公共団体の事務 次項において同じ。 に関する調 治

する場合に、これを準用する。 に特別の定があるものを除く外、 る規定は、 公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、 この限りでない。 但し、 前項の規定により議会が当該普通 過料、 罰金、 拘留又は勾引に関 この 地方 法

3 の関係人が、 下の罰金に処する 出しないとき又は証言を拒んだときは、 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他 正当の理由がないのに、 議会に出頭せず若しくは記録を提 六箇月以下の禁錮又は十万円以

4) (3) 略

(14) 又は議員に対し、 調査研究に資するため必要な経費の一部として、 普通地方公共団体は、 政務調査費を交付することができる。 条例の定めるところにより、 その議会における会派 その議会の この場合にお 議員

② { 4 (17) (20) 6 (5) 第百一条 <u>16</u>) 15 申出のあつた日から、 公共団体の長が臨時会を招集しないときは、 公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 に努めるものとする。 るものとする。 ろにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出す ればならない。 に当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、 の場合において、 つては六日以内に臨時会を招集しなければならない。 議長は、 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、 議長は、 議長は、 (略) (略) 第三節 (略) 第十四項の政務活動費については 第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、 臨時会を招集することができる。 当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並び 招集及び会期 都道府県及び市にあつては十日以内 第一項の規定にかかわら その使途の透明性の確保 一項の規定にかかわら 条例の定めるとこ 条例で定めなけ 町村にあ 当該 2 \ 4 (16) (5) (19) 15 第百一条 ければならない。 るものとする。 ろにより、 て、当該政務調査費の交付の対象、 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、 (略) (略) 第三節 (略) 当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出す 招集及び会期 額及び交付の方法は、

条例の定めるとこ

条例で定めな

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。	⑤ 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。⑦ (略)	② 第百二条 (略) 第 (略) 第
	⑥ (略)⑥ によいできる。⑥ にいるの間の関係を要する事件があるときは、前二項の規定にからがあるとの関係をできる。⑥ (略)	(S) (略) (略) (略)

- (④) 前項の規定により会期とするものとする。 定める日の前日までを会期とするものとする。 この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で により行われた一般選挙により選出された議
- ⑤ 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- という。)を定めなければならない。 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日(以下「定例日」
- 開かなければならない。 「対し、会議に付議す」でき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、お道所以のの場合に対し、会議に付議する。

8

集し、 日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。 の定例日に開かれる会議」 の審議」とあるのは の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招 百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項 第二百四十三条の三第二項及び第三項中 第一項の場合における第七十四条第三項、 」とあるのは「二十日以内に」と、 「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と Ł, 第二百五十二条の三十九第四項中 第百二十一条第一項中 「次の議会」とあるのは 第百二十 一条第一 項、 「議会 二 十 第二 次

第五節
委員会

第五節 委員会

第百九条 員会及び特別委員会を置くことができる。 普通地方公共団体の議会は、 条例で 常任委員会 議会運営委

- 2 る調査を行い 常任委員会は 議案、 その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関す 請願等を審査する。 2
- 3 等を審査する。 議会運営委員会は 次に掲げる事項に関する調査を行い 議案 請願

議会の運営に関する事項

- _ 議会の会議規則、 委員会に関する条例等に関する事項
- 三 議長の諮問に関する事項
- 4 特別委員会は 議会の議決により付議された事件を審査する。
- (5) 第百十五条の二の規定は、 委員会について準用する。
- 6 きる。 方公共団体の事務に関するものにつき、 委員会は、 ただし、 議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通 予算については、この限りでない。 議会に議案を提出することがで 地
- 7 前項の規定による議案の提出は、 文書をもつてしなければならない。
- 8 中も、 委員会は なお、 これを審査することができる。 議会の議決により付議された特定の事件については 閉会
- 9 前各項に定めるもののほか、 委員の選任その他委員会に関し必要な事

項は

条例で定める。

第百九条 きる。 普通地方公共団体の議会は、 条例で常任委員会を置くことがで

の始めに議会において選任し 議員は、 少なくとも一の常任委員となるものとし、 常任委員は 会期

条例に特別の定めがある場合を除くほ

議員の任期中在任する。

- 3 ところにより、 前項の規定にかかわらず、 常任委員を選任することができる。 閉会中においては 議長が 条例で定める
- 4 る調査を行い、 常任委員会は、 議案、 その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関す 陳情等を審査する。
- (5) とができる。 真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くこ 常任委員会は、 予算その他重要な議案 陳情等について公聴会を開き
- 6 ことができる。 ため必要があると認めるときは、 常任委員会は、 当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査 参考人の出頭を求め その意見を聴く O
- 7 ができる。 通地方公共団体の事務に関するものにつき、 常任委員会は、 ただし、 議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普 予算については、 この限りでない。 議会に議案を提出すること
- 8 前項の規定による議案の提出は、 文書をもつてしなければならない。
- 9 閉会中も、 常任委員会は、 なお、 議会の議決により付議された特定の これを審査することができる。 事件については、

第百十条及び第百十 削除

> 第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、 条例で議会運営委員会を置く

ことができる。

2 議会運営委員は、 会期の始めに議会において選任し 条例に特別の定

3 めがある場合を除くほか、 前項の規定にかかわらず、 議員の任期中在任する。 閉会中においては、 議長が 条例で定める

ところにより、 議会運営委員を選任することができる。

議会運営委員会は、 次に掲げる事項に関する調査を行い 議案、 陳情

等を審査する。

4

二| 議会の運営に関する事項

議会の会議規則、 委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項

三

(5) 前条第五項から第九項までの規定は、 議会運営委員会について準用す

る。

第百十条 普通地方公共団体の議会は、 条例で特別委員会を置くことがで

2 きる。 特別委員は、 議会において選任し、 委員会に付議された事件が議会に

前項の規定にかかわらず、

閉会中においては、

議長が、

条例で定める

3

おいて審議されている間在任する。

ところにより、 特別委員を選任することができる。

4 査する。 特別委員会は、 ただし、 議会の議決により付議された特定の事件については、 会期中に限り、 議会の議決により付議された事件を審

者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他会の委員長、分事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委	者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他会の委員長、分事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委
第百十五条の二(略)	第百十五条の三(略)
	語願等について公聴会を開き、真に利害関係を は不する者等から意見を聴くことができる。 共団体の議会は、会議において、当該普通地方 共団体の議会は、会議において、当該普通地方 は下するというというとは
第六節 会議	第5十五条の二 普通也ケ公共団本の義宗は、会義この、で、予算その也第六節 会議
、条例でこれを定める。第百十一条が前三条に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は	
る。	

② (4) 第百二十七条 2 に届 席できないことについて正当な理由がある場合において、 多数によりこれを決定しなければならない。 会がこれを決定する。 二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、 二百五十二条又は政治資金規正法 するかどうかは、 する場合を含む。 あるとき又は第九十二条の二(第二百八十七条の二第七項において準用 出席を求めるに当たつては、 を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。 その職を失う。 議場に出席しなければならない。 第百二条の け出たときは、 第七章 (略 第八節 第 一節 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者で 二第 執行機関 その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当 普通地方公共団体の長 議員が公職選挙法第十一条、 以下この項において同じ。)の規定に該当するときは 議員の辞職及び資格の決定 項の議会の議長は、 この限りでない。 この場合においては、 普通地方公共団体の執行機関の事務に支障 (昭和二十三年法律第百九十四号) ただし、 前項本文の規定により 出席議員の三分の二以上 出席すべき日時に議場に出 第十一条の二若しくは第 その旨を議長 議場 第 議 0) 0) ② (4) 第百二十七条 正法 選挙法第十一条、 ればならない。 合においては、 め被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。 その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、 あるとき又は第九十二条の二の規定に該当するときは、 議場に出席しなければならない。 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第二十八条の規定に該当するた 第七章 (略) 第八節 第 一節 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者で 出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなけ 執行機関 第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規 普通地方公共団体の長 議員の辞職及び資格の決定 その職を失う。 議員が公職 この場

第四款 議会との関係

については、その送付を受けた日)から十日以内に理由を示してこれをくほか、その議決の日(条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除第百七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは

② (略)

再議に付することができる。

るものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならるものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならい。

④ ~ ⑧ (略)

第百七十七条

地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならないる議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額す

より命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費 一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権

に

第四款 議会との関係

第百七十六条 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃

日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。体の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その送付を受けた又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団

② (略)

意がなければならない。
③ 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同

48(略)

行することができないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団第百七十七条 普通地方公共団体の議会の議決が、収入又は支出に関し執

体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。
② 議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは

り命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費一法令により負担する経費、法律の規定に基き当該行政庁の職権によ

② • 第二百七条 4 第百七十九条 3 2 は ては その旨を議会に報告しなければならない について承認を求める議案が否決されたときは、 公共団体の長は、 ため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき 公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要する ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、 不信任の議決とみなすことができる 削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、 又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、 第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意につい 前項の場合において、 第 (略) 速やかに、 (略) 第八章 項第二号の場合において、 この限りでない。 略 普通地方公共団体は、 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、 当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに 給与その他の給付 その議決すべき事件を処分することができる。 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置 議会の議決がなお同号に掲げる経費を 条例の定めるところにより、 普通地方公共団体の長 第百十三条 当該普通地方 その議決を 普通地方 第七十四 ただし 第二百七条 2 第百七十九条 4 3 共団体の長は、 不信任の議決とみなすことができる 3 第二項第二号の場合において、 (略) (略) 第八章 (略) 給与その他の給付

削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、 議会の議決がなお同号に掲げる経費を その議決を

又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、 め議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき 共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するた だし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、 その議決すべき事件を処分することができる。 当該普通地方公 第百十三条た 普通地方公

普通地方公共団体は、 条例の定めるところにより、 第七十四

償しなければならない。 する場合を含む。 及び関係人並びに第百十五条の二第 頭した関係人、 て準用する場合を含む。 条の三第三項及び第百条第 第百十五条の一 の規定により出頭した参考人、 第 一第 一百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者 の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁 項)の規定により出頭した選挙人その他の関係 (第百九条第五項において準用する場合を含む 項後段 第百九十九条第八項の規定により出 (第二百八十七条の二第七項におい 項 (第百九条第五項において準用 人

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体

相互間

0

関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

0)

手続

(許認可等の基準)

第二百五十条の二 1 0 体 7 十三第一 からの法令に基づく申請又は協議の申出 第 「申請等」 一百五十 二項 という。 条の六第 第 国の行政機関又は都道府県の機関は、 |百五十一条の三第| があつた場合において、 項及び第二百五十二条の十七の三第三 項、 (以下この款 第 一百五十一 許可、 普通地方公共団 条の五第 認可、 第一 一百五十条 一項にお 承認、 一項

係人、 第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。 により出頭した当事者及び関係人並びに第百九条第五項 第八項の規定により出頭した関係人、第二百五十一条の一 て準用する場合を含む。 条の三第三項及び第百条第一 第百九条第六項 (第百九条の二第五項及び第百十条第五項に の規定により出頭した参考人、 項の規定により出頭した選挙人その (第百九条の二 一第九 第百九十 0) 規定によ 項 0 他 <u>|</u>の関 規 九 お 定 条

る公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならな

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体

相互間

の関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

の手続

(許認可等の基準)

第 申請等」という。 第 体からの法令に基づく申請又は協議の申出 二百五十条の二 一百五十二条第 一第二項、 第 一百五十一条の三第 国の行政機関又は都道府県の機関は、 があつた場合において、 項及び第二百五十二条の十七の三第三項において 三項 第 (以下本款、 許可、 一百五十一 認可、 普通 条の五第 第一 承認、 一百五十条 地方公共 同 項 意そ 寸

の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の三第三項において「許認可等」という。)をするかどうかを法令の定同意その他これらに類する行為(以下この款及び第二百五十二条の十七

2·3 (略

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体 |

相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

関する訴え第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

2~6 (略)

第二百五十一条の六

(略)

(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)

第二百五十一条の七 不作為 当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなけ 等裁判所に対し よる指示を行つた各大臣は、 よる是正の要求又は第二百四十五条の七第 (是正の 要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が 当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の 第二百四十五条の五第 次の各号のいずれかに該当するときは、 一項若しくは第四項の規定に 項若しくは第四項の 対規定に れ 高 相

あるときを除き、これを公表しなければならない。
て判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障が項において「許認可等」という。)をするかどうかを法令の定めに従つの他これらに類する行為(以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三

2 · 3 (略)

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体

相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に

関する訴え

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条 (略)

2~6 (略)

次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。)に係る普通大条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。)に係る普通して、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めして、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

措置又は指示に係る措置を講じないとき。 出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた 出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求又は指示 一種通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示

合において、次に掲げるとき。
に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場

古間で講じないとき。 書置を講じないとき。 一個では、いて同じ。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係るが、いて同じ。)、かつ、当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせたよる当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせたよる当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせた。 本の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地をは、 本の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地をは、 本の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地をは、 本の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地を は、当該と正の要求に応じた措置又は指示に係る。 本の結果又は第二項の規定による審

五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わな委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百

口

い場合において、 当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が

取消しを求める訴えの提起をせず、 第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の かつ、 当該是正の要求に応じた

前項の訴えは

措置又は指示に係る措置を講じないとき。

2 きない。 次に掲げる期間が経過するまでは、 提起することが

前項第 号の場合は、 第二百五十条の十三第四項本文の期間

_ 前項第二号イの場合は、 第二百五十一条の五第二項第一 号、 第二号

又は第四号に掲げる期間

三

前項第二号ロの場合は、

第二百五十一条の五第二項第三号に掲げる

3 期間 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は 第 項の訴えに

4 ついて準用する。 第一 項の訴えについては、 行政事件訴訟法第四十三条第三 一項の が規定に 準用

5 しない。 かかわらず 前各項に定めるもののほか、 同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は 第 一項の訴えについては、 主張及び証 拠

市 町 `村の不作為に関する都道府県の訴えの提起) 規則で定める。

の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、

最高裁判所

第 の各号のいずれかに該当するときは 一百五十二条 第 一百四十五条の五第一 同条第三項の規定による是正の要 一項の指示を行つた各大臣は、 次

村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。 の行政庁。 要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁 求を行つた都道府県の執行機関に対し、 つた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、 次項において同じ。)を被告として 高等裁判所に対し、 訴えをもつて当該市町 (当該是正の 当 T該是 当該他 要求が 正 0)

を講じないとき。 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に応じた措置 取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置 取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に関する第二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二

不 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する 下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。)、かつ、当該是正の要 容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執 取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り 取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り

項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第

口

求に応じた措置を講じないとき。

当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。
による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定

市町村の不作為の違法の確認を求めなければならない。
市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもつて当該
「前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、高等裁判所に対し、当該

3

求めることができる。 東二百四十五条の七第二項の規定による指示を行つた都道府県の執行 を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を 政庁)を被告として、訴えをもつて当該市町村の行政庁(当該指示があつ た後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行 政庁)を被告として、訴えをもつて当該市町村の行政庁(当該指示があつ 大後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行 本で、当該他の行政庁に承継されたときは、当該他の行 で、当該指示があつ

□ 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十 一条の三第一項の規定による申出をせず(申出後に同条第五項におい 一条の三第一項の規定による申出をせず(申出後に同条第五項におい 一条の三第一項の規定による申出をせず(申出後に同条第五項におい

き。 | 一条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げると| 一条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げると| 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十

容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執 第二百五十条の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する

を講じないとき。

・ 本講じないとき。

・ 本がる訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げらを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げらした場所が第二百五十一条の六第一項の規定による当該指示の取消し

- 回 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該市町による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該市町による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該市町による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該市町による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指による当該指置を講じないとき。
- することができない。 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起
- 項において準用する第二百五十条の十三第四項本文の期間第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十一条の三第五
- 第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間 第一項第二号イ及び第三項第二号イの場合は、第二百五十一条の六
- 第二項第三号に掲げる期間三年の場合は、第二百五十一条の六三年の第二項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合は、第二百五十一条の六
- 項の訴えについて準用する。この場合において、同条第三項中「当該普第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第二項及び第三

6

定は、準用しない。
「項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規質の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十三条第三人類の規定にかかわらず、同法第四十条第二項の規定については、行政事件訴訟法第四十三条第三人

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 協議会

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、協議会地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかわらず、協議会を設ける普通

から脱退することができる。

2 に係る規約の変更については ならない までの例により、 方公共団体が脱退する時までに、 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は ただし、 当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければ 第二 一百五十二条の四第 第二百五十二条の二第三項本文の例によ 第二百五十二条の一 項第一 当該予告をした普通地 一号に掲げる事項のみ 一第 項から第三項

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 協議会

らないものとする。

3 会の議決を経なければならない。 該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、 決を経て同意をした場合に限り 第 同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当 一項の予告の撤回は、 他の全ての関係普通地方公共団 することができる。 あらかじめ、 この場合において |体が議会の その議 議

4 その旨を告示しなければならない。 普通地方公共団体は、 第一項の規定により協議会から脱退したときは

5 ばならない となったときは、 一条の二第一 第 当該普通地方公共団体は、 項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が 一項の 当該協議会は廃止されるものとする。 例により 総務大臣又は都道府県知事に届け出なけ その旨を告示するとともに、 この場合におい 第二百五十

第 二款 機関等の共同設置

(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 書面で予告をすることにより、 を経て、 規定により機関等を共同設置する普通地方公共団体は、 脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に 前条第二項の規定にかかわらず、 共同設置から脱退することができる。 その議会の 同条第 項 議決 \hat{O}

方公共団体が脱退する時までに、 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は 協議して当該脱退により必要となる規 当該予告をした普通

地

2

第二款 機関等の共同設置

約の変更を行わなければならない。

- 第二百五十二条の二第三項本文の規定は、準用しない。
 用する場合を含む。)に掲げる事項のみに係る規約の変更については、いて準用する。ただし、次条第二号(第二百五十二条の十三において準
- 全の議決を経なければならない。 一項の予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。
- したときは、その旨を告示しなければならない。

 ・ 普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退

(機関の共同設置に関する規約)

(機関の共同設置に関する規約)

規定を設けなければならない。 機関」という。)の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき委員会若しくは委員又は附属機関(以下この条において「共同設置する第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の

を介 こ に の 自	第四節 条例による事務処理の特例 第四節 条例による事務処理の特例	(是正の要求等の特則)	つても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受け	た市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。	4 (略) 3 (略)	(是正の要求等の特則) (B正の要求等の特則) (略) (略) (略) (略) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所	審 十 の
(是正の要求等の)を開発を担め非常	(是正の要求		ずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であ、 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 2	つても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受け 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十 が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十 がの理について第二百四十 で	(略) (略) (であり) (であ	(略)	の十七の四
(略) 第二百五十二条の十 (是正の要求等の) (と正の要求等の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) ((略) 第二百五十二条の十七の四 (是正の要求等の特則)	第二百五十二条の十七の四	ずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合で求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号の五条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正のが処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町	のても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合で求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号の水を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号の原ところにより市町第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町	第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町	(略)	
(略) (略) (日本の要求等の特則) (第二百五十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の	(略) 2 (略) 二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 (是正の要求等の特則)	(略) 2 (略) 二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四	ずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であ、立条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十	つても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受け、求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のい。立条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十	正条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求を受け つても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受け つても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受け た市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。	第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町	
第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の	第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 2 (略) (略) 第二百五十二条の十七の四 (上の要求等の特則) (是正の要求等の特則)	第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 2 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略)	同項に規定する各大臣の指示がない場合を帰知事は、第二百五十二条第一項各号の是正の要求(第一項の規定による是正の	により、訴えをもつて当該是正の要求を同項に規定する各大臣の指示がない場合を用知事は、第二百五十二条第一項各号を提正の要求(第一項の規定による是正の	確認を求めることができる。 一位により、訴えをもつて当該是正の要求を により、訴えをもつて当該是正の要求を により、訴えをもつて当該是正の要求を ではなり、訴えをもつて当該是正の要求を ではない場合	が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十	
が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十 (B正の要求等の特則) (B正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の	が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百四十 第三百四十 第三回 第三百四十 第三回 第三百四十 第三回 第三百四十 第三回	が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十 (略) 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 2 (略) 第二百五十二条の十七の四				(第一項の規定による是正	
五条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 第二百五十二条の十一条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村 第二百五十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の	五条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求等の特則) 第二百五十二条の十七の四(略) 第二百五十二条の十七の四第一項の条例の定めるところにより市町村第二百四十四十二条の十七の四第二百四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十	五条の五第三項の規定による是正の要求 (第一項の規定による是正の要 第二百五十二条の十七の四第一項の条例の定めるところにより市町村 2 (略) 「略」 第二百五十二条の十七の四第一項の条例の定めるところにより市町村)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号の	
(是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (と正の要求等の特別) (と正の要求等の特別) (と正の要求等の中七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の一項の規定による是正の要求等の第二百五十二条の十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条の十二条の一項の規定による是正の要求等の 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条第一項各号のい 第二百五十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条第一項各号のい 第二百五十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の	不を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のい	 「田五十二条の十七の四(略) 「田五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十の四 「第二百五十二条の十七の四(略) 「第二百五十二条の十七の四(略) 		同条第二項の規定により、訴えをも	町村の不作為の違法の確認を求めることも、同条第二項の規定により、訴えをも		
(是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (略) (略) (略) (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略) (本を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のい求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のい求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のいでも、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。 (略)	(経) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (長正の要求等の特則) (長正の要求等の特別) (長田の要求等の特別) (長田の要求等の特別) (長田の要求を受け	□ (略) (略) (略) (略) (略) (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (略) (第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の十七の四 第二百五十二条の力を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のい 求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のい でも、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受け た市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。 (略) (略)	(略) 3 (下市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。 3 ((略) 3 (章
(是正の要求等の特則) (民正の要求等の特則) (略) (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (第二百五十二条の十七の四 (略) (是正の要求等の 第二百五十二条の十七の四 (略)	(是正の要求等の特則)	(略) 第二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四第二項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求を受けが処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十が処理するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であっても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。 3 (略) 第十四章 補則	第十四章 補則 第十四章 (略) 3 (略) (略)	第十四章 補則 第十四章 (略)	補則 第十四章	総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は	の五の総務大臣は都道府県の事務に関し、
特則 (最正の要求等の特則) (最正の要求等の特則) (最正の要求等の特則) (最正の要求等の特則) (最正の要求等の特別) (最近の要求等の特別) (表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	特則	七の四 (略)	総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、の違法の確認を求めることができる。	総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、 第十四章 補則	総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、補則 第十四章 補則	の事務に関し、この法律の規定による審査請求	に関し、この法律の規定による審査請求
大の四 (略) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (ときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であり違法の確認を求めることができる。 (場) 第十四章 補則 (場) (略) 第二百五十二条第一項各号のいり (場) 第二百五十二条第一項各号のいり (場) 第十四章 補則 第十四章 補別 第十四章 和刊 第十四章	大の四 (略) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求(第一項の規定による是正の要求を受ける各大臣の指示がない場合であり、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける強定により、訴えをもつて当該是正の要求を受ける。 第十四章 補則 第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求 (略) (最正の要求等の特則) (最正の要求等の特則) (場所) (場所) (略) (場所) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	七の四 (略) 第二百五十二条の十七の四 (略) 2 (を) 2 (し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求 (第二百五十五条) 第十四章 補則 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、の違法の確認を求めることができる。	し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、第十四章 補則	し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、補則 第十四章 補則	の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求(第二百五十二条の	の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求(第二
特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (是正の要求等の特別) (最近の規定による是正の要求を受ける)、訴えをもつて当該是正の要求を受ける)、訴えをもつて当該是正の要求を受ける。 (略) 第二百五十二条の (略) 第二百五十二条の (略) 第二百五十二条の (略) 第二百五十二条の (市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求 (第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、再審査請求を除く。)、可能表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求等の特則) (是正の要求(第一項の条例の定めるところにより市町村 2 (略) (第二百五十二条の一七の四 (略) 第二百五十二条の一項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求を受け (第二百五十二条の一項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受け (第二百五十五条 (第三百五十五条 (第三百五十二条 (第三百五十三条 (第三百五 (第三百五十三条 (第三百五十三条 (第三百五 (第三百五 (第三百五百五 (第三百五 (1 第三百五 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大田田	審査請求を除く。)、再審査請求(第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請 第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関	審査請求を除く。)、再審査請求(第二百五十二条の の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請認 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関	審査請求を除く。)、再審査請求(第二百五十二条の一の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条 市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は 第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関補則 第十四章 補則	蕃荃青扙、再審荃青扙、 量請求を除く。)、審査の	

る裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決を委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対すあると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要が

第三編 特別地方公共団体

するものとする

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(組織、

事務及び規約の変更

の節において「構成団体」という。) の数を増減し若しくは共同処理す第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体 (以下こ

あつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受け関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものに

る事務を変更し、

又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは

第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は

ときは、この限りでない。

掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に

る裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決を委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対すあると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要が

第三編 特別地方公共団体

するものとする

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 しようとするときは、 道府県知事の許可を受けなければならない。 道府県の加入するものにあつては総務大臣、 更しようとするときは、 減し若しくは共同処理する事務を変更し、 第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更 部事務組合は、 この限りでない。 関係地方公共団体の協議によりこれを定め、 これを組織する地方公共団体の 又は その他のものにあつては都 ただし、 一部事務組合の規約を変 次条第 項第 数を増 一号 都

のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項

構成団体の協議によりこれを定め、 前項本文の例により、 直ちに総務大

臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(脱退による組織) 事務及び規約の変更の特例)

第二百八十六条の二 る。 その議会の議決を経て に書面で予告をすることにより、 前条第一項本文の規定にかかわらず 脱退する日の一 一部事務組合から脱退することができ 一年前までに他の全ての構成団体 構成団体は、

2 る。 項第 わなければならない。 時までに、 前項の予告を受けた構成団体は、 号」とあるのは、 前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行 この場合において、 「第二百八十七条第 当該予告をした構成団体が脱退する 同条中 一 項 第 第 一号 一百八十七条第一 第二号」とす

3 に当たつては、 をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求める をした場合に限り、 第一 項の予告の撤回 あらかじめ、 することができる。 は、 他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意 その議会の議決を経なければならない。 この場合において、 同項の予告

4 ときは、 当該構成団体は、 第 項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となつた 当該 部事務組合は解散するものとする。 前条第一項本文の例により 総務大臣又は都道府県知 この場合において

(規約等)

事に届け出なければならない

又は都道府県知事に届出をしなければならない。 共団体の協議によりこれを定め、 前項本文の例により、 直ちに総務大臣

(規約等)

設けなければならない。 第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を

一 (略)

二 一部事務組合の構成団体

三~七 (略)

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者(第二百八十七条の三第二項の 2 一部事務組合の職員と兼ねることができる。 の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第百四十一条 合を含む。)の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会 の議員又は管理者(第二百八十五条の一部事務組合の議会の議員又は管理者(第二百八十七条の三第二項の 2

(特例一部事務組合)

組織することとすることができる。 ・対のところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつての規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。)は、規約で定めるところによりで理者に代えて理事会を置くものを除く。)は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合(一部事務組合を構成団体とするもの第二百八十七条の二 一部事務組合(一部事務組合を構成団体とするもの

2 者が した 構成団体の長を通じて の管理者は、 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもつて組織することと 部事務組合の 部事務組合 この法律その他の法令の規定により (以下この条において 議会に付議することとされている事件があるときは 当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会 特例 部事務組 部事務組合の管理 合 という。

> 設けなければならない。 第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を

一 (略)

二 一部事務組合を組織する地方公共団体

三~七 (略)

議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の九十六条第三項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の九十六条第三項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の一部事務組合の議会の議員又は管理者(次条第二項の規定により管理一部事務組合の議会の議員又は管理者(次条第二項の規定により管理

に提出しなければならない。

- 団体の議会は、当該事件を議決するものとする。 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成
- はならない。 の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなけれ の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなけれ はならない。
- 5 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は
- 6 する。 成団体の 告することとされている事項の議会への報告、 部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に報告し、 特例 部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構 議会に報告し 部事務組合にあつては、 提出し、 この法律その他の法令の規定により 又は勧告することによって行うものと 提出又は勧告は 提出し、 当該特 又は勧

7

ところにより 体の議会」と、 の議会」とあり、 ら第十三項まで、 事務組合の議会について準用する。 条第十四項から第二十項までを除く。 第九十八条、 前編第六章第 第九十九条、 法律」 第九十七条第一項中 及び 節 第百条の二並びに第百二十五条中 (第九十二条の二の規定に限る。 「議会」とあるのは 第百二十四条中 第百条第一項から第五項まで及び第八項か この場合において、 「法律」とあるのは)及び第七節の規定は、 一議員」 特例 とあるのは 部事務組合の構成団 「普通地方公共団体 第九十二条の二 「規約で定める 第一 特例一 節 特例一 (第 百

まで、 成団体の 二条の四十 第二百五十二条の三十三第 二百四十二条の二第一 組合の全ての構成団体の議会の議長」と、 事務組合の管理者」 管理者」 の結果」 する構成団体をいう。 をいう。 規定により特例 構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。 部事務組合の構成団 とあるの る規定を特例 特例 「都道府県知事」 体の議会」とあり、 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、 「前項の規定により条例」とあるのは 項中 第百八十条、 第百七十七条第一項及び第二項、 議会」 بح بح は 部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、 以下同じ。 「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは (第四項を除く。 都道府県の加入する特例 「市町村長」とあるのは 一これを」 ٤, 部事務組合に準用する場合においては とあるのは 部事務組合 と 第百七十六条第五項中 第百九十九条第十二項、 体の議会の議員」 及び 項及び第二項 以下同じ。 の全ての構成団体 とあるのは 「普通地方公共団体の議会の議長」 「議会」とあるのは 項 「都道府県の加入する特例 (同条第) 並びに第一 第一 0) 一百五十二条の三十四 「当該条例を」 と 第二百五十二条の二十八第三項、 議会の議長から条例に関する議決 「都道府県の加入しない 一項に規定する特例一 部 第百七十九条第一 「第二百八十七条の二第四項 (第二百八十六条第一 一百五十六条中 第百七十六条 事務組合の管理者にあつては 「都道府県知事にあつては」 第二百四十1 請願書」とあるの 特例 と 市又は町村に関す 部 第百四十五条中 第十六条第二項 一条第九項、 一項から第四項 特例一 「普通地方公共 (第三項を除く 部事務組合の 第百六十五条 事務組合の構 とあるのは 第二百五十 部事務組合 特例一 項に規定 は 部事務 「当該 第 \mathcal{O}

8

(議決方法の特例及び理事会の設置)

(議決方法の特例及び理事会の設置

四項中 のは あるの <u>ら</u> あるのは は の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、 百八十七条の二第四項の規定により特例 処分をしたときは」とあるのは 七条の一 合の構成団 とあるのは 合の管理者」と、 百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、 項中 と 「議会」とあるのは 当該予算の要領」 と読み替えるものとする。 第二百十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは 特例 は 「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十 一第三項の議決があつたものとみなす」と、 議会から」とあるのは 市 「全ての構成団体の議会」と、 特例 体の議会に」 町村長」 「議決を経る」と、 部事務組合の構成団体の議会の」と、 第百七十九条第一項中 部事務組合の構成団体の議会」と とあるのは と、 「構成団体の議会」と、 と 第二百五十二条の三十七第五項中 「を処分する」とあるのは 「議決があつたものとみなしたときは」 「議会に」とあるのは 「都道府県の加入しない特例 特例 部事務組合の構成団体の議会か 第二百五十二条の三十八第六項 「普通地方公共団体の議会」と 部事務組合の全ての構成団体 第二百五十二条の四十第 「その要領」とあるの 同条第一 「議会を招集する」 特例一 議会の」 「について第二 第百八十条第 一項中 「議会」と 部事務組 部事務組 とある 「第二 「専決

、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとすることができる。、この法律その他の法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は9 特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず

第 二百八十七条の三 (略) 略

2

3

、議決事件の通知

第二百八十七条の四 いて当該議会の議決を求めようとするときは、 部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものにつ 理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。)は、当該 理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、 部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。 部事務組合の管理者 (前条第二項の規定により管 あらかじめ、 当該議決の結 これを当該 第

(解散)

果についても、

同様とする。

第二百八十八条 議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知 部事務組合を解散しようとするときは、 構成団体の協

事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 おいて、 財産処分を必要とするときは、 第二百八十六条、 第二百八十六条の二又は前条の場合に 関係地方公共団体の協議により

(議会の議決を要する協議)

これを定める

第 二百八十七条の二 略

2 3 (略)

、議決事件の通知

理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、 当該議決の結果についても、同様とする。 いて当該議会の議決を求めようとするときは、 部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものにつ 理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。)は、 一百八十七条の三 部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。 一部事務組合の管理者 (前条第二項の規定により管 あらかじめ、 これを当該 当該

(解散)

第二百八十八条 団体の協議により、 道府県知事に届出をしなければならない。 部事務組合を解散しようとするときは、 第二百八十四条第二項の例により、 総務大臣又は都 関係地· 方公共

(財産処分)

第二百八十九条 要とするときは、 第二百八十六条又は前条の場合において、 関係地方公共団体の協議によりこれを定める。 財産処分を必

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、 第二百八十六条 (第二百八十六条

の二第二項の規定によりその例によることとされる場合 よる規約の変更が第二百八十七条第 項第二号に掲げる事項のみに係る (同項の規定に

係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 ものである場合を除く。)を含む。 及び前二条の協議については、

関

ばならない。

(経費分賦に関する異議)

第二百九十一条 三十日以内に当該 と認めるときは、 部事務組合の経費の分賦に関し、 部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる 部事務組合の構成団体は、 その告知を受けた日から 違法又は錯誤がある

2 • 略

広域連合

第三節

(広域連合による事務の処理等)

第二百九十一条の二 (略)

2 • 略

4 広域連合にあつては 用する第一 条の五第 都道府県の加入する広域連合の長(第二百九十一条の十三において準 一百八十七条の三第 項、 第 一百九十一 理事会。 一項の規定により長に代えて理事会を置く 条の六第一項及び第一 第二百九十一条の四第四項 一百九十一条の八第 第二百九十

一項を除き

以下同じ。

。 は、

その議会の議決を経て、

国の行政機関の

第二百九十条 第二百八十四条第二項、 第二百八十六条、 第二百八十八条

及び前条の協議については、 関係地方公共団体の議会の議決を経なけ

(経費分賦に関する異議)

第二百九十一条 ことができる。 受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申 と認めるときは、 部事務組合の経費の分賦に関し、 部事務組合を組織する地方公共団体は、 違法又は錯誤がある その告知を し出

2 • 3 (略)

第三節 広域連合

(広域連合による事務の処理等)

2 • 3 (略) 第二百九十一条の二

(略)

4 政機関の長に対し、 う要請することができる。 の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよ 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、 当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政 国の行 機関

ることができる。 限に属する事務の 長に対し、 当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政 部を当該広域連合が処理することとするよう要請す 以機関の 長の権

5 (略

(規約等)

第二百九十一条の四 略

2 • 3 略

4 広域連合の議会の議員又は長 (第二百九十一条の十三において準用す

る第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域

及び第百九十六条第三項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含 いて同じ。 連合にあつては、)その他の職員は、 理 事。 次条第二項及び第二百九十一条の六第一 第九十二条第二項、 第百四十一条第二項 項にお

な。

の規定にかかわらず、

当該広域連合を組織する地方公共団体の議

ことができる

会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(直接請求

第二百九十一条の六 (略)

2 に住所を有するもの 特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内 前項に定めるもののほか、 は 政令で定めるところにより、 (第五項前段において「請求権を有する者」という 広域連合を組織する普通地方公共団体又は その総数の三分の一(その総数が

四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分

5

(略)

(規約等)

第二百九十一条の四 (略)

2 • 3 略

4 準用する場合を含む。) 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねる 百四十一条第二項及び第百九十六条第三項 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、 の規定にかかわらず、 (これらの規定を適用し又は 当該広域連合を組織する 第

(直接請求)

第二百九十一条の六 (略)

2 四十万を超える場合にあつては、 に住所を有するもの 特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内 前項に定めるもののほか、 は、 政令で定めるところにより、 (第五項前段において「請求権を有する者」という 広域連合を組織する普通地方公共団体又は その超える数に六分の一を乗じて得た その総数の三分の一(その総数が

変更を要請するよう請求することができる。
に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万の一を乗じて得た数と四十万の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得の一を乗じて得た数とを合算して得の一を乗じて得た数とを合算して得の一を乗じて得た数とを合算して得の一を乗じて得た数とを合算して得の一を乗じて得た数とを合算して得

3 · 4 (略)

5

項中 0 所を有するもの 区 条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別 四条第五項中 規定による請求者の署名について準用する。この場合において、 九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項 八十万を超える数に八分の 数とを合算して得た数、 0) て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た 号中 数 市 の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住 第七十四条第五項 町村の区域内」 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万 選挙権を有する者」とあるのは 同条第六項の規定は第二項の代表者について、 「に係る」とあるのは 第一 (以下「請求権を有する者」という。 とあるのは 項の選挙権を有する者」とあるのは の規定は請求権を有する者及びその総数の三分 その総数が八十万を超える場合にあつてはその 一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じ 「の加入する広域連合に係る」と、 ヮ 他の市町村の区域内 「請求権を有する者」と、) | |と、 同条第七項から第 (当該広域連合 「第二百九十一 同条第六 第七十 同項第 σ につ \hat{O} 他 0

合の規約の変更を要請するよう請求することができる。連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の

3 · 4 (略)

5 三号中 区域内に住所を有するもの 場合には当該都道府県」とあるのは 該広域連合の区域内に限る。 F, F, 体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の 二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共 て、 は第二項の規定による請求者の署名について準用する。 七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定 た数)について、 \mathcal{O} 0) 同条第六項中 数 一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分 同項第一号中「に係る」とあるのは 第七十四条第五項中 ヮ (その総数が四十万を超える場合にあつては 「普通地方公共団体 他 の市町村の区域内」とあるのは 「選挙権を有する者」とあるのは 同条第六項の規定は第二項の代表者について、 「第一項の選挙権を有する者」とあるの (以 下 (当該普通地方公共団体が、 以下この号において同じ。 「請求権を有する者」という。 「広域連合 「の加入する広域連合に係る」 σ 他の市町 (当該広域連合」と、 「請求権を有する者」 その超える数に六分 _ この場合にお 都道府県である 村の区域内 と 同項第 は 同 · 条第 0 (当 「第 لح 寸

定める。 請求権を有する者」と読み替えるほか、 第七十四条の四第三項及び第四項中 は当該市の区を含む」とあるのは 号において 該都道府県」とあるのは「広域連合 通地方公共団体 の区域内に限る。 「指定都市」という。) (当該普通地方公共団体が、 以下この号において同じ。 「の区を含む」と、 の区を含み、 「選挙権を有する者」とあるのは (当該広域連合」と、 必要な技術的読替えは、) と、 都道府県である場合には当 指定都市である場合に 同項第三号中 同条第八項並びに 「(以下この 政令で 普

> は、 あるのは 八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中 ある場合には当該市の区を含む」とあるのは (以下この号において「指定都市」という。)の区を含み、 政令で定める。 「請求権を有する者」と読み替えるほか、 「の区を含む」と、 「選挙権を有する者」と 必要な技術的読替え 指定都市 同条第 で

(略)

6 8

(協議会)

第二百九十一条の八 略

2

つては、 うちから広域連合の長 当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。 域連合にあつては、 する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広 八十七条の三第 広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者 前項の協議会は、 理事会) 一項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあ が任命する者をもつて組織する。 理事) 広域連合の長 (第二百九十一条の十三において準用する第二百 及び国の地方行政機関の長、 (第二百九十一条の十三において準用 都道府県知事 0

6 ς 8 (略)

第二百九十一条の八

略

(協議会)

2 知事 る者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。 前項の協議会は、 (当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の 広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有 広域連合の長及び国の地方行政機関の長、 都道 知事を除 府県

3

略

部事務組合に関する規定の準用

3 (略)

部事務組合に関する規定の準用

第二百九十一条の十三 第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第 おいて、 及び第二百八十九条の規定は、 二百八十六条の二又は前条」 とあるのは 第 一百八 広域連合」 十七条の三第二 第二百八十七条の三第二項 と とあるのは 第二百八十九条中 広域連合について準用する。 項中 「第二百八十五条の一 「第二百九十一 一項」と読み替えるも 「第二百八十六条、 第 一条の三 一百八十七条の四 この場合に 部事務組合 一第一項、 第

第四編 補則

(事務の区分)

のとする

第二百九十八条 二項 項の規定により処理することとされている事務、 る各大臣の指示を受けて行うものに限る。 又は第二号法定受託事務である場合においては、 より処理することとされている事務 り処理することとされている事務、 条の二第 第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。 八条の二第一 八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。 項において準用する場合を含む。 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第 一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定によ 項、 都道府県が第三条第六項、 第二項及び第四項、 第二百四十五条の四第一項の規定に (市町村が処理する事務が自治事務)並びに第五項及び第九項 第九条第一項及び第二項)、第二百四十五条の五第三 第七条第一項及び第二項 第二百四十五条の七第 同条第一 一項の規定によ (同条第 (同条 第九 (第 第

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 二項、 項の規定により処理することとされている事務、 る各大臣の指示を受けて行うものに限る。 又は第二号法定受託事務である場合においては、 より処理することとされている事務 り処理することとされている事務、 条の二第 第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。 八条の二第一 八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。 項において準用する場合を含む。 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第 一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定によ 項、 都道府県が第三条第六項、 第二項及び第四項、 第二百四十五条の四第一 (市町村が処理する事務が自治事務)並びに第五項及び第九項 第九条第一項及び第二 第七条第一項及び第二項 第二百四十五条の五第三 第二百四十五条の七 同条第一 一項の 項の 項 項 規定によ (同 いから第 対規定に (同条 第九 条第 (第 第

処理することとされている事務 係る許可又は届出に係るものに限る。 処理することとされている事務 のに限る。)、 れている事務 されている事務、 理することとされている事務 り処理することとされている事務 百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定によ 第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。)、 条の十七の五第 を含む。 四第一項及び第三項 百 務 されている事務 るものに限る。 ととされる場合を含む。 二百八十六条 都 五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七 (市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。 道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。 第二百六十一条第二 の規定により処理することとされている事務、 (都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るも (第 同条第三項の規定により処理することとされている事務 一項の規定により処理することとされている事務 第二百八十四条第二項の規定により処理することとさ 同条第三項の規定により処理することとされている事 一百八十六条の二第一 第二 (第二百九十一条の二第三項において準用する場合 一項から第四項までの規定により処理することと |百五十二条第| 及び第一 (第一号法定受託事務に係るものに限る。 (都道府県の加入しない一部事務組合に (都道府県の加入しない一 一百八十六条の 第二百五十五条の二の規定により処 一項の規定によりその例によるこ 一項の規定により処理することと 第二百八十八条の規定により 一第四項の規定により 部事務組合に 第二百五十二 同 第二 第二 第 条 \mathcal{O}

することとされている事務

(市町村が処理する第一号法定受託事務に係

四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により

処

理

る事務 十第 理することとされている事務、 る。 広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。 での規定により処理することとされている事務 るものに限る。 とされている事務 届出に係るものに限る。)、第二百八十八条の規定により処理すること とされている事務 限る。)、第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理すること れている事務 許可に係るものに限る。 することとされている事務(都道府県の加入しない一部事務組合に係る ものに限る。 規定により処理することとされている事務 七の規定により処理することとされている事務、 第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされてい 準用する場合を含む。 第二百五十二条の十七の四第一項 るものに限る。)、 することとされている事務 四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定によ)、第二百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七 項の規定により処理することとされている事務 (同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限 (都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに 第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処 (都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に (都道府県の加入しない一 第二百五十二条の十七の三第二項及び第三 第二百九十一条の三第)の規定により処理することとされている事務 (市町村が処理する第一号法定受託事 同条第三項の規定により処理することとさ 第二百八十四条第二項の規定により処理 (第二百九十一条の二第三項におい 一項及び第三 (第一号法定受託事務に係 部事務組合に係る許可 (都道府県の加入しない 第二百五十五条の二の 第一 (都道府県の 一項から第五 一百九十一条 項 金並びに 務に係 ŋ 一項ま 文は 加 処 入

る。 規定により処理することとされている事務は、 三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条 道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。)、同条第 百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務 0 から第五項までの規定により処理することとされている事務(都道府県 係る届出に係るものに限る。)、第二百九十一条の三第一項及び第三項 加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。)、第二 項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する 第一号法定受託事務とす (都

2 • (略)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律に

(市町村が処理する事務が自治事務又	る事務(市町村が処理す	律第百六十二号)
することとされてい	む。)の規定により処理することとされてい	律(昭和三十一年法
て適用する場合を含	二の規定により読み替えて適用する場合を含	及び運営に関する法
一項(第五十四条の	都道府県が第四十八条第一	地方教育行政の組織
	(略)	(略)
務	事	法律

理することとされている事務は、 て準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処 より処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項におい 第一号法定受託事務とする。

しない広域連合に係る許可に係るものに限る。

)、同条第三項の規定に

2 • 3 (略)

備考 別表第一 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 第一号法定受託事務(第二条関係) 上欄に掲げる法律に

おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。

律第百六十二号)	律(昭和三十一年法	及び運営に関する法	地方教育行政の組織	(略)	法律
る事務(市町村が処理する事務が自治事務又	む。)の規定により処理することとされてい	二の規定により読み替えて適用する場合を含	都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の	(略)	事務

(略)	害対策法(平成十五特定都市河川浸水被	(略)	害対策法(平成十五特定都市河川浸水被
(略)	(略)	(略)	略)
とされている事務		理することとされている事務	
の十七の四第一項の規定により処理すること		の十七の四第一項及び第三項の規定により処	
の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条		の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条	
て準用する地方自治法第二百五十二条の十七		て準用する地方自治法第二百五十二条の十七	
て読み替えて準用する場合を含む。)におい		て読み替えて準用する場合を含む。)におい	
において準用する場合及び同条第九項におい		において準用する場合及び同条第九項におい	
み替えて適用する場合並びに第六十条第七項		み替えて適用する場合並びに第六十条第七項	
びに第五十五条第九項(同条第十項により読		びに第五十五条第九項(同条第十項により読	
会の意見を聴くことに係るものに限る。)並		会の意見を聴くことに係るものに限る。)並	
理することとされている事務(都道府県委員		理することとされている事務(都道府県委員	
ている事務、第六十条第五項の規定により処		ている事務、第六十条第五項の規定により処	
を含む。)の規定により処理することとされ		を含む。)の規定により処理することとされ	
条の二の規定により読み替えて適用する場合		条の二の規定により読み替えて適用する場合	
のに限る。)、第五十三条第二項(第五十四		のに限る。)、第五十三条第二項(第五十四	
規定する文部科学大臣の指示を受けて行うも		規定する文部科学大臣の指示を受けて行うも	
により読み替えて適用する場合を含む。)に		により読み替えて適用する場合を含む。)に	
、第四十八条第三項(第五十四条の二の規定		、第四十八条第三項(第五十四条の二の規定	
は第二号法定受託事務である場合においては		は第二号法定受託事務である場合においては	

	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成 ・	(略)	第百十二号) 第百十二号)	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第	年法律第七十七号)
	(略)	(略)	(略)	第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並の規定により市町村が処理することとされている事務にはいて準用する場合を含む。	
	号 十 に け 道		第律めけ武		 年
農山漁村の活性化の	号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略)	第百十二号)第百十二号)		年法律第七十七号)
第七条第四項の規定により都道府県が処理す	(略)	(略)	(略)		

九年法律第八十八号	日本国憲法の改正手続に関する法律(平	農山漁村の活性化のままの定住等及び地でのではのの定性を及び地でののではののではのではの地である。	二十二号) 二十二号) 二十二号) 二十二号)	
することとされている事務第九十八条第二項の規定により市町村が処理	ることとされている事務 この法律の規定により地方公共団体が処理す	第七条第四項の規定により都道府県が処理す	(略)	
			二十二号) 二十二号) 二十二号) 二十二号)	を が の 定 住 等 で 法 律 第 四 十
			年す収	十二年年
			法 全 注 金 法 金 み る み る み り る り る り る り る り る り る り る り	四 十 (平成十九 号) 世 (平成十九 財 地
			法律第一会法律	(万号) (大力

-			
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三) 中国残留邦人等の円中国残留邦人等の円中国残留邦人等の円本 (平成十九年法律の (平成十九年法律第) (平成十七号)
	(略)		(略)
事裁判に関する法律 裁判員の参加する刑	犯罪利用預金口座等 に係る資金による被 等に関する法律(平 成十九年法律第百三	九年法律第八十八号	中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 支援に関する法律の 一部を改正する法律の (平成十九年法律第
びに第二十三条第四項(これらの規定を第二第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並	(略)	することとされている事務第九十八条第二項の規定により市町村が処理	(略)

		第十六条第二項の規定により都道府県が処理	障害のある児童及び
県が処理することとされている事務	オウム真理教犯罪被 害者等を救済するた めの給付金の支給に 対する法律(平成二 十年法律第八十号)	県が処理することとされている事務	オウム真理教犯罪被 害者等を救済するための給付金の支給に 対する法律(平成二 十年法律第八十号)
とされている事務	地方法人特別税等に 関する暫定措置法 (平成二十年法律第二 十五号)	とされている事務	地方法人特別税等に 関する暫定措置法 (平成二十年法律第二 十五号)
第十六条第二項の規定により都道府県が処理 る事務	障害のある児童及び 特定図書等の普及の 保進等に関する法律 (平成二十年法律第		
ている事務 一の規定により市町村が処理することとされ 十四条第二項において準用する場合を含む。	(平成十六年法律第		

出入国管理及び野本国と の平和条約に基づき の平和条約に基づき 日本の国籍を離脱し に関する特例法の一 に関する特例法の一	号) 二十一年法律第五十二十一年法律第五十	第八十二号) 第八十二号) 第八十二号) アルンセン病問題の解	生徒のための教科用保進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)
附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第十七条第一項、同条第二項及び第三項をおいて準用する出入国管理及 一項及び第三項並びに第三十条第一項、附則第十 一項及び第三項並びに第三十条第一項、同条 第二十八条第三項並びに第三十条第一項、附則第十 用する日本国との平和条約に基づき日本の国	(略)	事務により都道府県が処理することとされている第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定	規定により市町村が処理することとされている事務及び同条第一項の
	号) 二十一年法律第五十二十一年法律第五十	第八十二号) 第八十二号) 第八十二号) アルンセン病問題の解	
	(略)	事務により都道府県が処理することとされている第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定	

	平成二十二年度等に支給に関する法律(支給に関する法律(平成二十二年法律第	(略)	律第七十九号) 中小企業者等に対す る金融の円滑化を図 るための臨時措置に 十一年法律第九十六
	(略)	(略)	(略) (略) (略) (略) (略)
日本国憲法の改正手	平成二十二年度等に 支給に関する法律(支給に関する法律(十九号)	(略)	中小企業者等に対す 中小企業者等に対する金融の円滑化を図 るための臨時措置に 関する法律 (平成二十一年法律第九十六
ることとされている事務。この法律の規定により地方公共団体が処理す	(略)	(略)	(略)

発給の特例に関する者に係る一般旅券の東日本大震災の被災	(略)		(平成二十二年法法 (平成二十二年法	廃棄物の処理及び清 帰に関する法律の一 部を改正する法律(平成二十二年法律第 三十四号)	
(略)	(略)		(略)	道府県が行うこととされている事務附則第六条第一項及び第三項の規定により都	
発給の特例に関する者に係る一般旅券の東日本大震災の被災	(略)	廃棄物の処理及び清 帰に関する法律の一 部を改正する法律(平成二十二年法律第 三十四号)	(平成二十二年法法 (平成二十二年法		一号)
(略)	(略)	道府県が行うこととされている事務	(略)		

この法律(第二十四条から第二十七条まで及	平成二十三年度にお		
	第百十号)		第百十号)
	(平成二十三年法律		(平成二十三年法律
	に関する特別措置法		に関する特別措置法
	環境の汚染への対処		環境の汚染への対処
	た放射性物質による		た放射性物質による
	事故により放出され		事故により放出され
	伴う原子力発電所の		伴う原子力発電所の
	地方太平洋沖地震に		地方太平洋沖地震に
	一日に発生した東北		一日に発生した東北
(略)	平成二十三年三月十	(略)	平成二十三年三月十
		とされている事務を含む。)	
		定により都道府県又は市町村が処理すること	
		一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規	法律第百七号)
		第一項の規定により読み替えられた第六条第	置法(平成二十三年
		が処理することとされている事務(第十六条	給等に関する特別措
		び第三十四条を除く。)の規定により市町村	ける子ども手当の支
		この法律(第二十四条から第二十七条まで及	平成二十三年度にお
	法律第六十四号)		法律第六十四号)
			法律(平成二十三年

律第七十九号)	律(平成二十一年法部を改正する等の法	に関する特例法の一	た者等の出入国管理 日本の国籍を離脱し	の平和条約に基づき	認定法及び日本国と	出入国管理及び難民			法律第百七号)	置法(平成二十三年	給等に関する特別措	ける子ども手当の支
					処理することとされている事務	附則第二十七条第一項の規定により市町村が	とされている事務を含む。)	定により都道府県又は市町村が処理すること	一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規	第一項の規定により読み替えられた第六条第	が処理することとされている事務(第十六条	び第三十四条を除く。) の規定により市町村

_
傍線
0)
部
分
は
改
正
部
分

改正後	現
(町村の一部事務組合等)	(町村の一部事務組合等)
第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置	第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置
した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域	した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域
連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者	連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者
(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十七条の三第二	又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。
項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部	
事務組合にあつては、理事会)又は広域連合の長(同法第二百九十一条	
の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長	
に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会) を福祉事務所を管	
理する町村長とみなす。	
(大都市等の特例)	(大都市等の特例)
第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で	第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で
政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都	政令で定めるものは、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二
市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一	百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び
項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるとこ	同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。
ろにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下
するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規	「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては

(略)

定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとす | 、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として | 指定都市等に適用があるものとする。

_
傍
線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
\sim

	(決算) (決算)	5~7 (略) 5~7 (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) た後において最初に招集される定例 た後において最初に招集される定例 た後において最初に招集される定例 た後において最初に招集される定例 に開かれる会議において議会の認定	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
	型 ① 谷	開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。 (略) (略) (政党 国 の	E	
) に開かれる会議において議会の認定) に付さなければならない。		
(略) 第三十条 (決算)	(略) 第三十条	。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。	3	3
(略) 2・3 (略) (時) 第三十条 (注算)	(略) 2・3 (略) 第三十条	開かれる会議において議会の認定) に付さなければならない。経過した後の最初の定例日(同条第六項に規定する定例日をいう1二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 ればなた後において最初に招集される定例会である議会の認定 (地方自治 過した監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、	地方公共団体の長は、	地方公共団体の長は、
公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方公共団体の長は、(略) 2・3 (略) 第三十条 (略) 第三十条 (略)	公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方公共団体の長は、(略) (略) 第三十条 (略) 第三十条 (略))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。 二月を経過した後の最初の定例日(同条第六項に規定する定例日をいう 伝第百二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 ればならない。 過した後において最初に招集される定例会である議会の認定 (地方自治 過した後におい	監査委員の意見を付けて、	
監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方(略) 2・3 第三十条	監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方(略) 第三十条) に開かれる会議において議会の認定) に付さなければならない。二月を経過した後の最初の定例日(同条第六項に規定する定例日をいう伝第百二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後	過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治	い
後において最初に招集される定例会である議会の認定 (地方自治 過した 監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 2・3 (略) 2・3 (略) 第三十条	後において最初に招集される定例会である議会の認定 (地方自治 過した監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方(略) 第三十条)に開かれる会議において議会の二月を経過した後の最初の定例日	項の議会においては、	ればならない。
 二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 (略) (略) (本) <li< td=""><td> 二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 (略) (略) (2・3) (略) (略) 第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方監査委員の審査に付した決 4 地方の共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方の表別である。 (略) </td><td>\smile</td><td></td><td></td></li<>	 二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 (略) (略) (2・3) (略) (略) 第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方監査委員の審査に付した決 4 地方の共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決 4 地方の表別である。 (略) 	\smile		
経過した後の最初の定例日(同条第六項に規定する定例日をいう 「略」 「略」 「本の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 「の表記を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 「の表記を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 「の表記を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 「の表記をである議会の認定」(地方自治 「の表記をである議会の認定」(地方自治 「の表記をである議会の認定」(地方自治 「の表記をである議会の認定」(地方自治 「のまと、第三十条 第三十条	経過した後の最初の定例日(同条第六項に規定する定例日をいう 「条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、監査委員の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後三月を経 算を、		\smile	

$\overline{}$
傍線
0
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

改 正 後	現行
(解職請求)	(解職請求)
第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところに	第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところに
より、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合	より、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては
にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に	、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて
三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超え	得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から
る場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四	、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。
十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを	
合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方	
公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。	
2 (略)	2 (略)
(条列こよる事務処理の特列)	(条列こよる事務処理の特列)
第五十五条 (略)	第五十五条 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)
9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の	9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の
四第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の条例の定めるところに	四第一項及び第三項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都
より、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場	道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合につい
合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあ	- て準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは

理し、 るのは 第二十四条の二第 育行政の組織及び運営に関する法律 教育委員会」と、 Ź 及び執行する事務については、 「教育委員会規則」と、 「市町村長」 項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管 とあるのは 「都道府県知事」とあるのは 市町村長)」と読み替えるものと (昭和三十一年法律第百六十二号) 「市町村教育委員会 「都道府県 (地方教

10 るのは 理し、 員会」と、」とあるのは ら前項までの規定を適用する。この場合において、 「教育委員会規則」と、 当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあ 第二十四条の二第一 及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項 及び執行する事務については、 「速やかに、」と、 項の条例の定めるところにより都道府県知事が管 「都道府県知事」とあるのは 前項中「これらの規定中 同条第四項中」とする。 当該事務を都道府県委員会が管理 第七項中「速やかに 「規則」とあるのは 「都道府県教育委 か 10

(組合に関する特例)

第六十条(略)

2 (略

務組合にあつては、理事会)又は長(同法第二百九十一条の十三においの規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十七条の三第二項の規定によりであるところにより、その処理する第二十三条に規の二第三人の地理する第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十四条

及び執行する事務については、市町村長)」と読み替えるものとする。四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委

るのは 理し、 員会」と、」とあるのは ら前項までの規定を適用する。この場合において、 「教育委員会規則」と、 当該都道府県委員会に通知するとともに、 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が 及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項 及び執行する事務については、 「速やかに、」と、 「都道府県知事」とあるのは 同条第三項中」とする。 前項中「これらの規定中 当該事務を都道府県委員会が管理 その意見を踏まえて」とあ 第七項中「速やかに 「規則」とあるのは 「都道府県教育委

(組合に関する特例)

第六十条 (略)

2 (略)

ては、理事会)又は長が管理し、及び執行するものとしたものには、教呵の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつ定する事務のすべてをその管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二定する事務のすべてをその管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二年)の二第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十三条に規

て準用する同法第二 一百八十七条の三第二 一項の規定により長に代えて理事

会を置く広域連合にあつては、 が管理し、 及び執行するものとしたものには、 理事会。 第八項及び第十項において同じ 教育委員会を置かな

4 { 8 略

\ \ \

9 は、 五十五条第二項、 合については、 合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場 県知事が管理し、 都道府県が、 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、 都道府県知事」とあるのは 同項中 同条第四項中」 「これらの規定中 第一 同法第二百九十一条の二第三項の規定にかかわらず、 一十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府 第三項及び第九項の規定を準用する。 及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連 と読み替えるものとする。 「規則」とあるのは 「都道府県教育委員会」と、」とあるの 「教育委員会規則」と この場合にお 第

10 \(\) 略

(事務の区分)

第六十三条 えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行 合においては、 自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場 1 読み替えて適用する場合を含む。 、る事務 (市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する 都道府県が第四十八条第一項 第四十八条第三項)の規定により処理することとされて (第五十四条の二の規定により読み替 (第五十四条の二の規定により

育委員会を置かない。

4 (8 略

9 は、 て、 五十五条第二項、 合については、 合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場 県知事が管理し、 都道府県が、 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、 「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、 同項中 同条第三項中」と読み替えるものとする。 「これらの規定中 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道 同法第二百九十一条の二第三項の規定にかかわらず、 及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連 第三項及び第九項の規定を準用する。 「規則」とあるのは 「教育委員会規則」と この場合にお 」とあるの 第

(事務の区分)

第六十三条 えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行 合においては、 自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場 いる事務 読み替えて適用する場合を含む。 (市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する 都道府県が第四十八条第一項 第四十八条第三項)の規定により処理することとされて (第五十四条の二の規定により読み替 (第五十四条の二の規定により

うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二の規定により読 おする第一号法定受託事務とする。 うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二の規定により読 が構えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(な事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(とび第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定に とび第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定に とされている事務(なび第三項並びに第二十五条第二項(第五十四条の二の規定により読 ない理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務(のが第三項の規定により記 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務(のが第三項の規定により記 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 とされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定 はずる第一号法定受託事務とする。)の規定により記 はずる第一号法定受託事務とする。

た。 うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二の規定により読 法定受託事務とする。 法定受託事務とする。 法定受託事務とする。 法定受託事務とする。 法定受託事務とする。

$\overline{}$
傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分
€.

(町村の一部事務組合等)	(町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) (町村の一部事務組合等) を福祉事務所を管理する町村長とみなす。
現	改 正 後

(傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

							1
連合にあつては、理事会)を福祉事務所を管理する町村長とみなす。法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域	会)又は広域連合の長(同法第二百九十一条の十三において準用する同えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事	管理者(地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代	は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の	した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又	第三十九条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置	(町村の一部事務組合等)	改正後
		管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。	は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の	した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又	第三十九条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置	(町村の一部事務組合等)	現

(附則第十三条関係)

_
傍線
0
部
分
は
改
止部
引分
23

2 (略)	2 (略)
	。 受ける事業の状況を含む。)を都道府県知事に報告しなければならない
告しなければならない。	七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く後期高齢者医療広
長が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。)を都道府県知事に報	長(地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十
医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の	医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の
で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況(後期高齢者	で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況(後期高齢者
第百三十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令	第百三十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令
(事業状況の報告)	(事業状況の報告)
現行	改 正 後

(傍線の部分は改正部分)

2 (略)	2 (略)
	び執行させることができる。
	事会を置く広域連合にあっては、理事会。以下同じ。)に管理させ、及
	いて準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理
。)又は広域連合の長に管理させ、及び執行させることができる。	事会。以下同じ。)又は広域連合の長(同法第二百九十一条の十三にお
置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。以下同じ	代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理
の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を	の管理者(地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に
一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合	一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合
部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の	部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の
下「同意基本計画」という。)の達成に資するため、当該都道府県と一	下「同意基本計画」という。)の達成に資するため、当該都道府県と一
条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以	条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以
第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画(前	第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画(前
(事務の委託の特例)	(事務の委託の特例)
現行	改正後

らない。	た旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければな 村を	ならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求 にお	置協議」という。)について議会に付議するか否かの意見を求めなけれ	第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設 一項	に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法 、当	の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長の要	下この条及び第五条の二第一項において「合併請求市町村」という。) 下こ	前項の規定による請求があったときは、当該請求があった市町村(以 2 前	の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。 議会	下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。) トニ	1.対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以 に対	の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長	いう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総しいう。	挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者を 挙人	(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選 者・	第四条 選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する 第四条	(合併協議会設置の請求) (合	改正後
	村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。	ネいて、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町	、て議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合	項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)に	当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第	要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し	下この条において「合併請求市町村」という。)の長は、直ちに、請求	前項の規定による請求があったときは、当該請求があった市町村(以	議会を置くよう請求することができる。	下この条において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、合併協	に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以	数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長	^{7。})をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総	挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者を	(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選	^ 選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する	(合併協議会設置の請求)	現行

第五条 名称を示し、 町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同 その代表者から、 ことを明らかにして、 がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一 令で定めるところにより、 において 合併協議会を構成すべき関係市町村 同 合併協議会を置くよう請求することができる。 一請求関係市町村」という。 同一 その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、 請求関係市町村の長に対し、 他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者 (以下この条及び次条第二項 の選挙権を有する者は、 当該同一 一請求関係市町村の の内容である 請求関係市 政

2 33 (略

(地方自治法第百二条の二第一項の議会に関する特例)

以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とするある場合における前条第六項の規定の適用については、同項中「六十日」の一請求関係市町村の議会が地方自治法第百二条の二第一項の議会で

2 33 (略)

第五条 して、 併協議会を置くよう請求することができる 市町村の合併の相手方となる他の同 により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかに ろにより、 請求関係市町村」という。 同一 その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、 請求関係市町村の長に対し、 合併協議会を構成すべき関係市町村 他の同一 請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定)の選挙権を有する者は、 当該同 請求関係市町村の名称を示し、 (以下この条において 一請求関係市町村が行うべ 政令で定めるとこ その代表者から 同 き 合

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条 (略

2~4 (略

5 第四条第十八項又は第五条第二日の代表者に通知するとともに、これを公表した場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併なければならない。

6~9 (略

2 • 3 (略) 第十四条 (略)

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

_ ては、 理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、 定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては 当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者 して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該 を経過する日 次条第一 、地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて 次項及び次条において同じ。 当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算 条の十三において準用する同法第二百八十七条の三 二項の規定により (その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあ 通知を受けた日の翌日から起算して三十日 又は当該広域連合の長 部事務組合又は 理事会。 (同法第二百 第 理事会 項 次項 の規

第六条(略)

2~4 (略)

5 第一 ればならない 町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、 た場合には、 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が 項又は前条第 当該合併協議会は、 項の代表者に通知するとともに、これを公表しなけ その設置の日から六月以内に、 第四 合併市 置 カコ れ 条

6~9 (略)

第十四条 (略)

2·3 (略)

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(略)

ては、 定 理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、 当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者 して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該 を経過する日 、地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて 次項及び次条において同じ。 0 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日 適用について異議の申出があった場合 当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算 (その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあ)又は当該広域連合の長に第 部事務組合又は 一項 理 事会 の規

5			
5 • 6	Ξ	が	及
(略)	(略)	があった場合	及び次条において同じ。)に第一項の規定の適用について異議の申出
5	=		
5 • 6	Ξ (
5 · 6 (略)	三 (略)		
	三(略)		
	三(略)		
	三 (略)		
	三(略)		

$\overline{}$
傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
_

項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団	会を置く消防組合にあっては、理事。以下同じ。)」とあり、前項中「
置く一部事務組合にあっては、理事。以下同じ。)又は長」とあり、前	おいて準用する場合を含む。)の規定により管理者又は長に代えて理事
自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を	(地方自治法第二百八十七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三に
する地方公共団体の組合(以下「消防組合」という。)の管理者(地方	する地方公共団体の組合(以下「消防組合」という。)の管理者又は長
この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理	この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理
体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。	体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。
5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団	5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団
3 4 (略)	3 · 4 (略)
	市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。
、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。	めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該
領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し	規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定
前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要	、理事。以下同じ。) は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の
、理事。以下同じ。)又は長は、当該消防組合を組織する市町村の長が)の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては
二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあっては	の三第二項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。
下「消防組合」という。)の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第	下「消防組合」という。)の管理者又は長(地方自治法第二百八十七条
2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合(以	2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合(以
第六十二条 (略)	第六十二条 (略)
(市町村長による避難住民の誘導等)	(市町村長による避難住民の誘導等)
現行	改 正 後

公共団体の消防長」と読み替えるものとする。
「会託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託を受けた地方「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町店の第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長

6 (略

(特別区についてのこの法律の適用等)

第百八十五条 (略)

2

区 いう。 町 は 理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては、 務の全部又は て準用する。 場合を含む。 条第一項及び第七十条(これらの規定を第百八十三条において準用する いて準用する場合を含む。 (第百八十三条において準用する場合を含む。 村」とあるのは 第六十二条第二項から第四項まで(これらの規定を第六十九条第二項 「都知事」と、 」とあり、 一百九十一条の十三において準用する場合を含む。 の管理者又は長 「当該消防組合の消防長」 この場合において、第六十二条第二項中 一部を処理する地方公共団体の組合 の規定は、 同条第四項中 同条第二項及び第四項中 「特別区」 (地方自治法第二百八十七条の三 以下この項において同じ。)並びに第六十六 特別区の長が避難住民を誘導する場合につい と 「当該消防組合の管理者又は長」 「当該市町村」とあるのは とあるのは 「当該消防組合を組織する市)及び第百八十三条にお 「特別区の消防長」と、 (以 下 「消防に関する事 理事。 の規定により管 「消防組合」 第一 「当該特別 とあるの 以下同じ 項 (同 法 لح

た地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。
た市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託し体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあ

6 (略)

(特別区についてのこの法律の適用等)

第百八十五条 (略)

2

該特別区」と、 する市町村」とあるのは あるのは 管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあっては、 いう。) 務の全部又は て準用する。 場合を含む。)の規定は、 条第一項及び第七十条(これらの規定を第百八十三条において準用する いて準用する場合を含む。 と (第百八十三条において準用する場合を含む。 第六十二条第二項から第四項まで(これらの規定を第六十九条第二項 又は長」とあり、 「消防団長」とあるのは の管理者 「都知事」 この場合において、第六十二条第二項中 一部を処理する地方公共団体の組合 「当該消防組合の消防長」とあるのは と (地方自治法第二百八十七条の) 同条第四項中 同条第二項及び第四項中 「特別区」と、 以下この項において同じ。 特別区の長が避難住民を誘導する場合につい 「当該特別区の消防団長」 「当該消防組合の管理者又は長」 「当該市町村」)及び第百八十三条にお 「当該消防組合を組 (以 下 一第 「特別区の 「消防に関する事 とあるの 並びに第六十六 理事。 一項の規定により 「消防組合」と と読み替える 以下同じ 消 は 防 当

する。	消防団長」
	とあるのは
	とあるのは「当該特別区の消防団長」
	と読み替えるものと

ものとする